

平成29年度における公共工事の前払金使途拡大について

平成29年6月

笠間市総務部財政課

本市では、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、前払金を使用できる範囲を拡大します。

対象となる前払金及び使途拡大の内容は次のとおりです。

○対象となる前払金

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年3月31日までに払出しが行われるもの。

○使途拡大の内容

現在の使途に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用を追加（拡大）します。

- ・前払金額の100分の25を上限とします。
- ・前金払のできる総額については変更ありません。

○建設工事請負契約書約款の一部変更について

平成29年7月1日以降に締結する工事約款の第36条に次のただし書きを加える。

「ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」

○その他

既に請負契約を締結した工事（平成29年4月1日から平成29年6月30日の間に契約を締結した工事）についても拡大処置を適用することが可能ですが、その場合は使途拡大内容を契約約款に追加し変更契約する必要がある場合がございますのでご相談下さい。

【問合せ先】

笠間市役所 財政課 契約検査室
TEL0296-77-1101（内線219・220）